

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台地方裁判所執行官室 ☎022-223-3845

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月29日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月18日 午前 9時00分から 令和 7年11月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年11月27日 午前10時00分 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年12月12日 午後 3時00分 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10, 346, 000 8, 276, 800	一括	2, 069, 200	128, 796	0
1	2, 313, 000				
2	8, 033, 000				
				</	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢 |
| | 地 番 | 59番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 389.04平方メートル |
| 2 | 所 在 | 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢59番地6 |
| | 家屋 番号 | 59番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階90.50平方メートル
2階66.50平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月26日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地の一部は通路として利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢 |
| | 地 番 | 59番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 389.04平方メートル |
| 2 | 所 在 | 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢59番地6 |
| | 家屋 番号 | 59番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階90.50平方メートル
2階66.50平方メートル |



令和7年(ケ)第51号
令和7年4月30日受理
令和7年6月13日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 鈴木元光 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢
地 番 59番6
地 目 宅地
地 積 389.04平方メートル

所有者 A

2 所 在 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢59番地6
家屋 番号 59番6
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階90.50平方メートル
2階66.50平方メートル

所有者 B

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(建物所有者B) 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居(空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 敷地南東側にカーポートが設置されている。カーポートの一部は59番7宅地に越境している。
- 2 北西側で接する公図上の「道」は大衡村道「竹の内沢線」であり、建築基準法第42条1項1号道路に指定されている。
- 3 南西側の一部が村道から本物件及び59番7並びに59番8の各宅地に連絡する通路として使用されている外、59番7のそれも59番8宅地に連絡する宅地として使用されている。これら三物件の所有者間には、通路部分を無償で自由に通行する取り決めがある。
- 4 A及びB間に物件2の敷地利用に関する取り決めや金銭の遣り取りはない。

■ 物件2について

- 1 室内は比較的綺麗に保たれている。
- 2 屋根上に建物と附合したB所有の太陽光パネルが搭載されている。
- 3 二階南側にバルコニーが設置されている。
- 4 敷地北東側にスチール製物置（動産）が一基設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 大衡村役場都市建設課	物件1の北西側で接する公図上の「道」は大衡村道「竹の内沢線」であり、建築基準法第42条1項1号道路に指定されています。
■ B (物件2所有者)	事情があって、目下本物件には誰も住んでいません。因みに物件1所有者であるAは私の父であり、私とは親子の間柄になりますから、物件2の敷地利用に関する取り決めや金銭の遣り取りなどはありません。 本日の調査は都合により立ち会いませんが、手続は執行官の方で進めて頂いて構いません。 (電話聴取)
■ C (目的外59番8宅地所有者)	暫く前から本物件での人の出入りは無いようです。隣地である59番7宅地の所有者共々、公道である村道「竹の内沢線」に連絡するために物件1の南西側の一部を通路として無償で使用するについて、三者間に合意を得ています。因みに、私は所有者であるDの了解も得て59番7宅地のそれも通路として使用しております。通路部分は私道扱いになるので、維持管理も所有者側で行わなければなりません、A及びDとは連絡が取れず難儀しています。 以前、Aから伺うところ、本物件のカーポートの一部が隣地である59番7宅地に越境しているものの、Aは同宅地の所有者Dと親戚関係にあるので、特段問題はないと云うことでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 令和7年5月1日に本物件を確認したところ、敷地内の樹木や雑草の手入れが行き届いておらず、外部から観る限り室内に調度品の存在も確認出来ず、空き家であることが疑われた故、念のため当該役場からA、Bらの居住及び身分に関する資料を取得したところ、辛うじてBが本物件に居住していることが窺われた。
- 2 然るに、現況調査日時実施通知をA、Bそれぞれの居住地に宛てて郵送したものの、応答はなく、調査当日（令和7年6月6日）になって、Bから本物件は空き家であること、都合に依って調査には誰も立ち会わない旨の電話連絡があった。
- 3 解錠技術者及び立会人を手配の上で本物件に立ち入ったところ、郵便箱にはB宛の配達物が堆積しており、リビングダイニング等は片付けてある等占有状況はBの陳述と符合しする。
加えて、室内に置かれた設計図書や建築請負契約書等から、物件2は長期優良住宅として建設され、屋根には建物と附合したB所有の太陽光パネルを搭載していることも判明した。
- 4 物件1の一部を通路として使用していることは、目的外59番8宅地所有者たるCの陳述の通りである。
- 5 以上の状況から、本物件の占有状況等は2枚目及び3枚目の通り認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月1日 (木) 10:00-10:20	物件所在地	物件確認, 写真撮影
7年5月1日 (木) 11:00-11:30	大衡村役場都市建設課, 村民生活課	物件1の接道等について聴取及びBの居住に関する証明書請求 (5月7日郵送受領)
7年5月7日 (水) 15:00-15:10	大衡村役場税務課, 村民生活課	物件2の間取図 (平面図) 受領及びA, Bの身分に関する証明書請求 (5月16日郵送受領)
7年5月21日 (水) 13:00-13:20	仙台法務局	本物件の登記事項証明書請求 (登記記入未了につき受領能わず)
7年5月22日 (木) 12:40-13:00	仙台法務局	本物件の登記事項証明書請求 (登記記入未了につき受領能わず)
7年5月26日 (月) 14:00-14:20	仙台法務局	本物件の登記事項証明書受領
7年6月5日 (木) 13:20-13:40	仙台法務局	隣地 (59番7及び59番8) の登記事項証明書受領
7年6月6日 (金) 8:30-8:40	当庁	Bから本物件の占有状況等について電話聴取
7年6月6日 (金) 10:30-11:40	物件所在地	立入調査, 間取り確認, 写真撮影等, 評価人帯同, Cから本物件の占有状況及び物件1の利用状況等について聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和7年6月6日

目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Eを立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

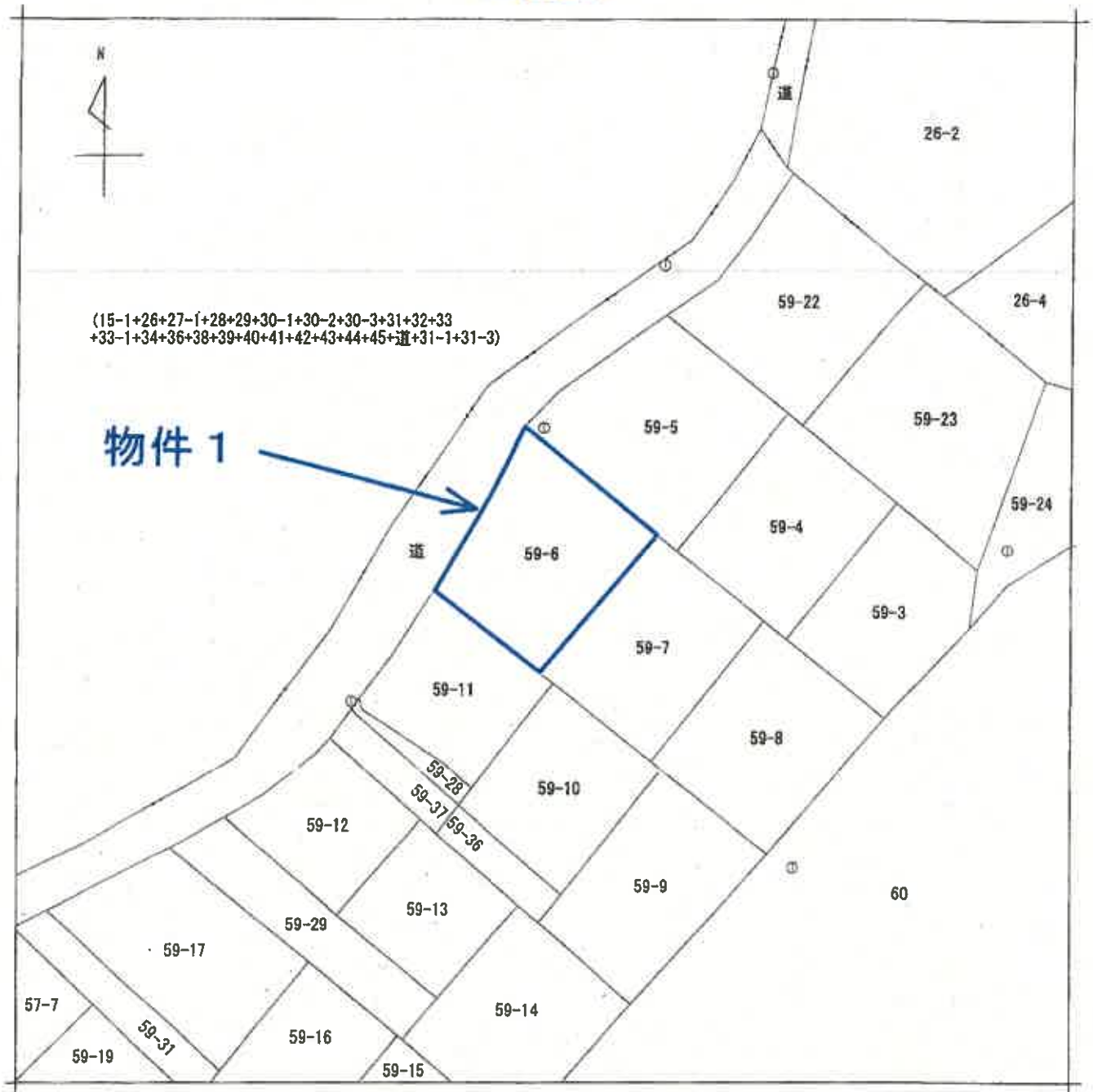
☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

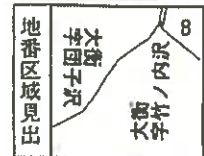
☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

公図写



A4判に縮小



A 奥田字前代
B 奥田字谷地

測 部 分	所 在	黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢					地 番	59番6		
出 縮 力 尺	1/500	精 区 度 分	乙一	座標系 番号又は 記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和53年1月				備 付 年 月 日 (原図)	昭和60年11月1日			補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した掛面である。

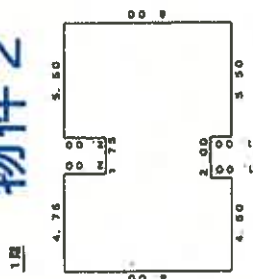
(7 枚目)

各階平面図

59番6

黒川郡大街村大衛字竹ノ内沢59番地6

物件 2

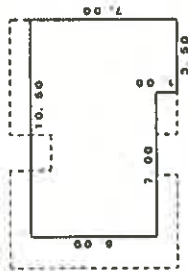


求積表

4 25	x	2.00	=	9 5000
9 50	x	1.00	=	22 5000
4 50	x	1.00	=	4 5000
8 50	x	2.00	=	44 0000
				90.5000

床面積 90.60 ㎡

22



求學問

250	x	700	=	25000
1000	x	900	=	90000
				115000

床面積 44.50 m²

A4判に縮小

作者

縮尺 1/250

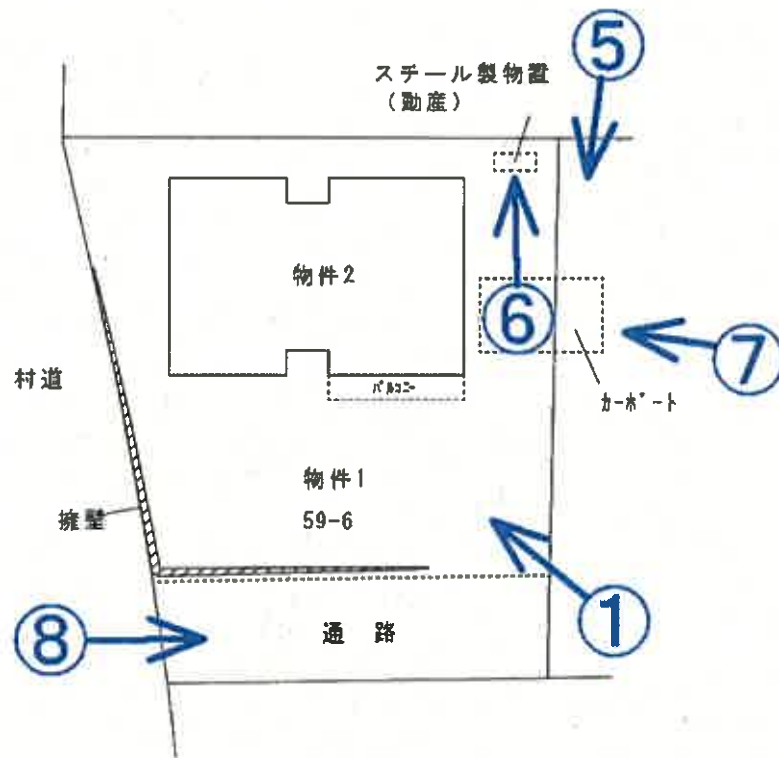
申請人

1 / 500
縮尺

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

土地建物位置関係図

* 水平投影をもとに作成

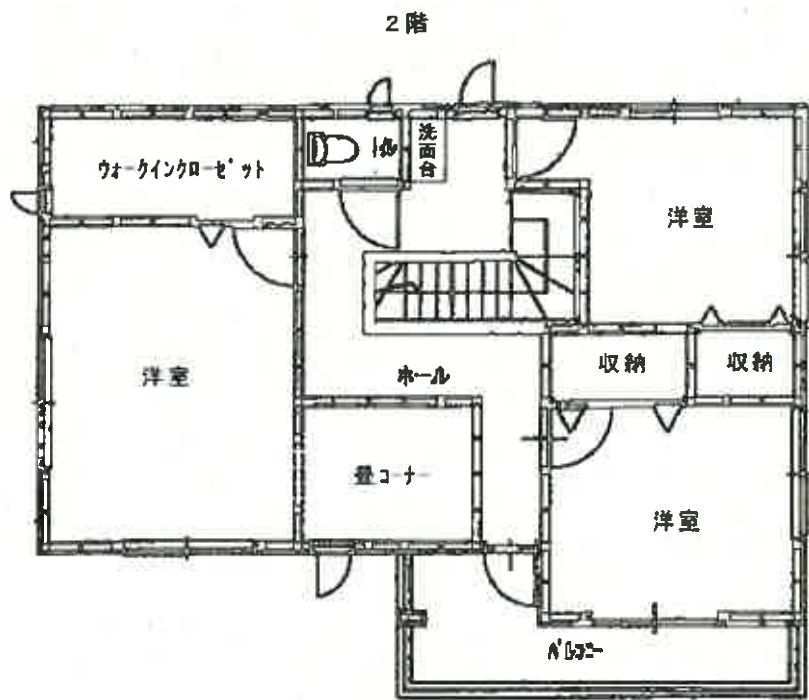
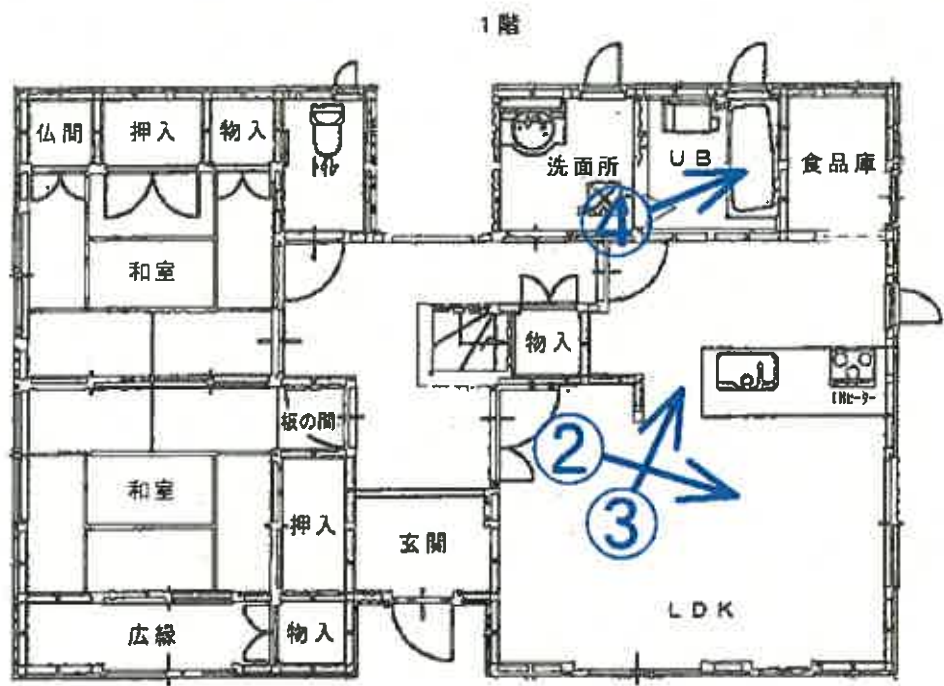


凡例 ♂写真 (撮影場所)
(9 枚目)



縮尺 1/300

建物間取図



凡例 ♂写真 (撮影場所)
(10 枚目)



縮尺 1/100

写真 1

物件2



物件1

目的外59番7宅地

写真 2

以下物件2の内部の状況(写真2ないし4)



写真 3



写真 4



(12枚目)

写真 5

カーポート



目的外59番7宅地

物件1

写真 6

スチール製物置(動産)



写真 7

太陽光パネル



写真 8



村道「竹の内沢線」

物件1

目的外59番7宅地附近

(14枚目)

令和7年（ケ）第 51 号
令和7年 6 月 6 日 現地調査
令和7年 6 月 19 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
渡 辺 充 啓

第1 評価額

一括価格	
金10,346,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,313,000円
物件2（建物）	金8,033,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	仙台市地下鉄南北線「泉中央」駅の北方道路距離約 16.3 k m (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅が建ち並ぶ小規模な住宅地域。南西向きの傾斜地勢で、地域の周囲には山林、原野等が存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域。 無指定 指定70% 指定200% なし
画 地 条 件	地 積 間口・奥行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	389.04㎡ 約22.5m×約16m～20m ほぼ長方形 ほぼ平坦、敷地と通路部分に高低差あり 中間画地 特になし
接面道路の状況	北西側約5m 村道 舗装あり 約0～1.3m高く接面 建築基準法上：法第42条1項1号該当	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されているほか南西側の一部は通路として使用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	なし	
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査及び過去の諸資料等を勘案する限度において土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	・市街化調整区域で建物の建築は原則として許可制であるが、本件建物は都市計画法60条の証明を提出し許可不要で建築している。 ・スチール製物置（動産）、カーポートあり。カーポートは「59番7」土地に越境している。 ・南西側の通路部分には本件土地及び59番7、59番8が利用する水道管、下水道管が埋設されている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物 家屋番号59番6	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成26年8月26日新築 約11年 約20年
構 造	木造かわらぶき2階建	
仕 様	外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	乾式タイル 塗り壁ほか ロックウール吸音板、木目仕上げほか 畳、フローリング、ビニールシートほか 電気、給水、排水、オール電化 (注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認までできないため、使用可能か否かについては不明である。
床面積（現況）	1階 90.50㎡ 2階 66.50㎡ 延面積157.00㎡ 増改築なし	
現 況 用 途 等	現況用途 間取り	居宅 別添建物間取図の通り
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	物件2建物には太陽光パネル等の設備があり、これらは建物価格に含める。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	14,800	0.87	389.04	0.90	4,508,000

ア 標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査基準地 大衡（県）・2

地価調査価格 19,400円/㎡ × 時点修正 103/100 × 標準化補正 100/100 × 地域格差 100/135 = 規準とした価格 14,800円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的

◇地域格差：135% 環境条件（住環境・地勢）+35

イ 個別格差：87% 画地条件 0.99（形状）×その他 0.88（通路等を含むための減価）＝0.87

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物の状態、配置等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延 床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	215,000	157.00	0.39	13,164,000

ウ 現価率

経過年数 11 年、経済的残存耐用年数 20 年、観察減価 40%、残価率 0%により現価率を査定した。

経済的残存耐用年数 20 年 / (経過年数 11 年 + 経済的残存耐用年数 20 年) × (1 - 観察減価 0.4) = 0.39

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円)	土地利用権等 の及ぶ範囲	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ	ウ		ア×イ×ウ
1	4,508,000	1.00	0.05	使用借権	225,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1土地の全範囲と判定した。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権を黙示の使用借権と判定し、その割合を上記のとおり判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修正	競売市 場修正	評価額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,508,000	-225,000	1.0	0.9	0.6	2,313,000
2	13,164,000	+225,000	1.0	1.0	0.6	8,033,000
一括価格（合計）						10,346,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：対象土地の南東方の59番7、59番8土地のために無償で通行させていること、カーポートの一部が越境していること等を考慮した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価調査基準地の概要

地価調査基準地 大衡（県）－2

所 在：黒川郡大衡村大衡字亀岡1番14

価 格：19,400円/㎡

位 置：仙台市地下鉄南北線「泉中央」駅の北方道路距離約18kmに位置

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：432㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：東側5.2m村道に接面

用途指定等：市街化調整区域（建ぺい率70％・容積率200％）

地域の概要：一般住宅の中に空地等が見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

1. 位置図

地理院地図

2. 法第14条地図写

3. 建物図面・各階平面図

4. 土地建物位置関係図

5. 建物間取図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 所 在 | 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢 |
| | 地 番 | 59番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 389.04平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 2 | 所 在 | 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢59番地6 |
| | 家屋 番号 | 59番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階90.50平方メートル
2階66.50平方メートル |

トヨタ自動車東日本工場

中央平

おおひら

大衡村

対象物件

△58.2

ゴルフ場

東北自動車道

落合森袋

約1/14,000



位置図



(座標値種別：図上測定)

+5459.992

-171412.650



(15-1+26+27-1+28+29+30-1+30-2+30-3+31+32+33
+33-1+34+36+38+39+40+41+42+43+44+45+道+31-1+31-3)

物件1

道

道

26-2

26-4

59-22

59-23

59-24

59-5

59-4

59-3

59-7

59-11

59-8

59-10

59-12

59-9

60

59-13

59-17

59-29

59-14

59-16

57-7

59-19

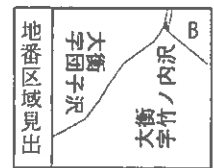
59-31

59-15

*A 4 に縮小

+5334.992 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyuoki2011.par)による修正がされています。



A 奥田字苗代
B 奥田字谷地

請求部	所在	黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢					地番	59番6		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和53年1月				備付年月日(原図)	昭和60年11月1日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局管轄)

令和7年3月21日
東京法務局

地図整理番号：M85854

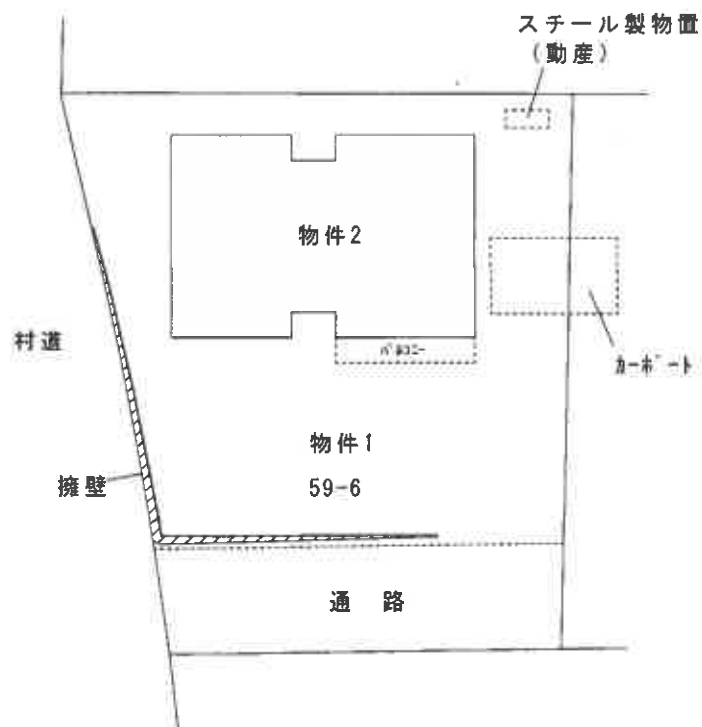
登記官

(1/1)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

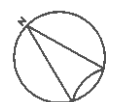
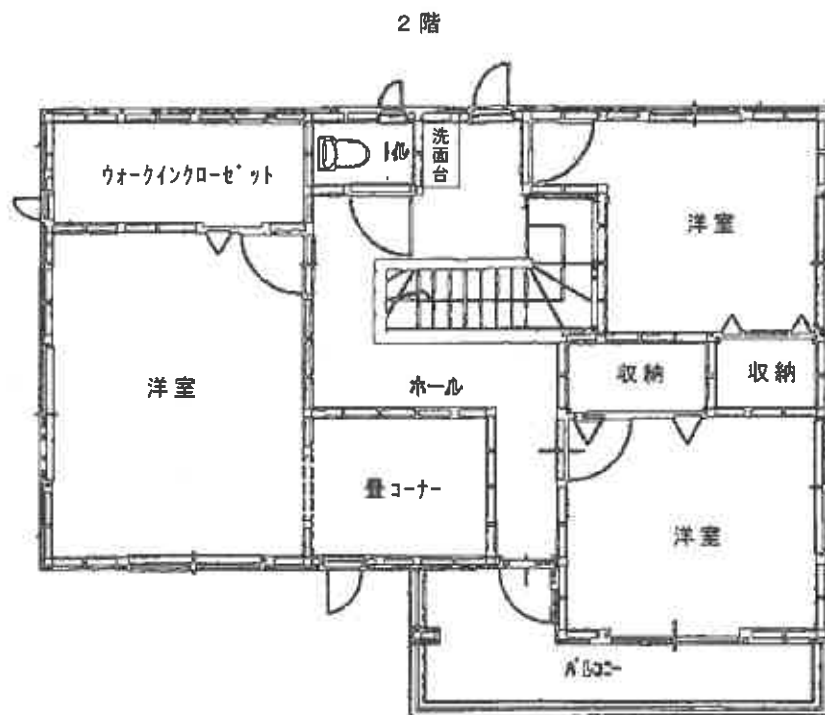
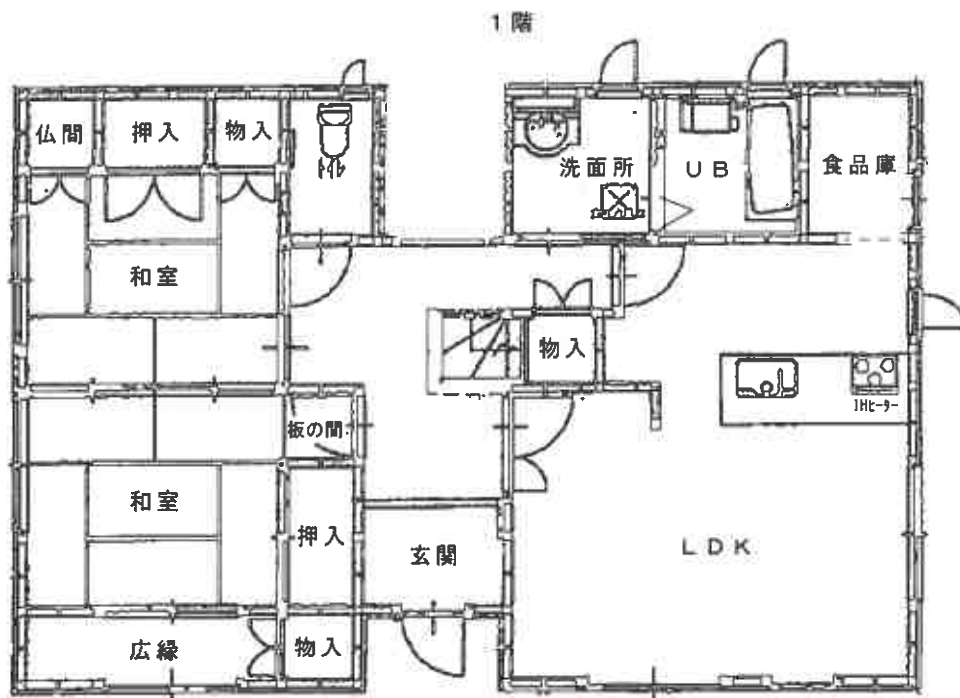
土地建物位置関係図

* 水平投影をもとに作成



縮尺 1/300

建物間取図



縮尺 1/100